

釧路市住宅エコリフォーム補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、釧路市住宅リフォーム補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱で使用する例による。

(補助対象工事内容の基準等)

第3条 要綱第5条に規定する補助対象工事は、別に定める判断基準に適合していなければならない。

(補助金の交付額の算定)

第4条 要綱第6条第2項に規定する補助金の交付額は、次により算定した額とする。

- (1) 補助金の交付額は、補助対象工事に要した費用の額と要綱別表（断熱）又は要綱別表（バリアフリー）に掲げる標準費用額により算出した額のいずれか低い方の額の10%とし、その額が1戸当り（共同住宅にあつては1住戸当り）50万円を超える場合は50万円とする。ただし、その額に千円未満の端数が有るときはこれを切り捨てた額とする。
- (2) 補助金の交付額の算定における補助対象工事費は、消費税を含む額とする。

(補助金の加算額の算定)

第5条 要綱第6条の2第2項に規定する補助金の加算額は、次により算定した額とする。

- (1) 要綱第6条の2第1項第1号に規定する「高齢者同居加算」に係る補助金の加算額は、補助対象工事に要した費用の額と要綱別表（断熱）又は要綱別表（バリアフリー）に掲げる標準費用額により算出した額のいずれか低い方の額の5%とし、その額を前条第1項第1号の規定により算出された交付額に加えた額が、1戸当り（共同住宅にあつては1住戸当り）75万円を超える場合は75万円とする。ただし、その額に千円未満の端数が有るときはこれを切り捨てた額とする。
- (2) 要綱第6条の2第1項第2号に規定する「地域材利用加算」に係る補助金の加算額は、補助対象工事に要した地域材の使用量（1 m³未満であった場合は1 m³とする。）に市が算定した額を乗じて算出した額とし、その額を前条第1項第1号の規定により算出された交付額、若しくは前号の「高齢者同居加算」を加えた額に加算した額とする。ただし、その額に千円未満の端数が有るときはこれを切り捨てた額とする。
- (3) 前号において市が算定した額は1 m³当たり10,000円とする。
- (4) 補助金の加算額の算定における補助対象工事費は、消費税を含む額とする。

(補助申請の受付期間等)

第6条 要綱第7条に規定する申請受付期間は、年度毎に別に定めるものとする。

(補助申請に添付する関係書類)

第7条 要綱第7条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 住民票の写し（3か月以内に発行されたもので、「高齢者同居加算」を受ける場合は、対象とな

る住宅に居住する全員のもの。ただし、要綱第5条に定める工事後に居住する場合、又は申請時に高齢者と同居していない場合は、要綱第13条に規定する補助金の額の確定時まで提出する)

- (2) 建物登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）未登記である場合は、固定資産税所在証明書その他所有権を有することを証する書類
- (3) 工事見積書（施工者の押印があるものの他、「地域材利用加算」を受ける場合は、補助対象工事に使用する地域材の予定量が明記されたもの）
- (4) 施工前、施工後の設計図書
- (5) 工事箇所の写真
- (6) 完納証明書
- (7) その他市長が認める書類

（完了届に添付する関係書類）

第8条 要綱第12条に添付する関係書類は、原則として次に掲げる書類とする。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 支払を証する書類の写し
- (3) 工事完了箇所の写真（省エネ改修工事の内、屋根・天井、外壁又は床の断熱性を高める工事を行った場合は、適正量の断熱材を施工していることが分かる施工中の写真も添付、また、「地域材利用加算」を受ける場合は、提出された「木材産地証明書」を発行した製材工場等の名称、及び等級などが確認できる使用木材の写真を添付）
- (4) 北海道木材産地証明制度に登録された製材工場等の発行する「木材産地証明書」（「地域材利用加算」を受ける場合で、使用された地域材の量が確認できるもの）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認を要する増改築工事においては、同法に基づく検査済証の写し
- (6) 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの。ただし、補助申請時に提出している場合を除く）
- (7) その他、市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成24年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。